

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

### 2 契約の相手方

Doctor's Fitness 診療所 医師 宮脇 大

### 3 随意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に合わせていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）

### 2 契約の相手方

シンクヘルス株式会社 代表取締役 野本 祐司

### 3 随意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 大阪市総合福祉システム改修業務 18

(医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う被保護者の大阪市健康診査受診結果登録及び検索機能追加)

### 2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

### 3 随意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### (2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課  
(電話番号：06-6208-8045)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和5年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）
- 2 契約の相手方  
医療法人朋愛会 淀屋橋総合クリニック 外2か所
- 3 随意契約理由  
本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。  
大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和5年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）
- 2 契約の相手方  
医療法人朋愛会 淀屋橋総合クリニック 外1か所
- 3 随意契約理由  
本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3か月以上の指導（電話及び面接）を行っているものである。  
大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

保険者サービス系システム端末等の増設業務委託

### 2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

### 3 随意契約理由

国保法（第45条第5項規定）において、国保保険者が審査及び支払いに関する事務を委託できる団体は、国保連合会又は社会保険診療報酬支払基金のいずれかと定められている。また、同法において、各保険者は、都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国保連合会を設立できるとされている。本市においても同法の趣旨にのっとり、国保連合会を府内保険者とともに設立し、市町村が単独で実施すると、負担が大きい業務について、府内保険者の共同事業として実施している。

当該業務の実施にあたっては、大阪府国民健康保険団体連合会からPC関連機器を借り入れ、診療報酬審査支払事務とそれに付随するデータ処理やシステム管理業務を行っているが、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託における船場センタービル内の事務室の移転に伴い、現拠点に設置されている端末の移設作業を行う必要が生じた。審査支払事務委託先かつ本業務対象機器の所有者たる大阪府国民健康保険団体連合会でなければ、移設時のトラブル対応や移設後の動作確認を円滑に行うことが困難であることから、あらかじめ大阪府国民健康保険団体連合会より当該端末移設の履行にあたっては当団体が実施することを指定されているものである。

以上の理由から大阪府国民健康保険団体連合会のみが増設業務を適正に実施できる唯一の事業者であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ（電話番号 06-6208-7967）